

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
第4条 非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理 (省 略) 2. 同一銘柄であっても、<u>当社株式ミニ投資口名義又は当社株式累積投資口名義</u>にて管理する単元未満株式等については、お客様の振替口座簿への記載又は記録される上場株式等とは区分して各年分の非課税管理勘定毎に当社に備える帳簿等にてそれぞれ管理します。 3. (省 略) 第17条 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理 (省 略) 2. 同一銘柄であっても、<u>当社株式ミニ投資口名義又は当社株式累積投資口名義</u>にて管理する単元未満株式等については、お客様の振替口座簿への記載又は記録される上場株式等とは区分して各年分の非課税管理勘定毎に当社に備える帳簿等にてそれぞれ管理します。 附 則 この約款は、平成 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日より適用されます。 以 上	第4条 非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理 (現行通り) 2. 同一銘柄であっても、当社株式累積投資口名義にて管理する単元未満株式等については、お客様の振替口座簿への記載又は記録される上場株式等とは区分して各年分の非課税管理勘定毎に当社に備える帳簿等にてそれぞれ管理します。 3. (現行通り) 第17条 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理 (現行通り) 2. 同一銘柄であっても、当社株式累積投資口名義にて管理する単元未満株式等については、お客様の振替口座簿への記載又は記録される上場株式等とは区分して各年分の非課税管理勘定毎に当社に備える帳簿等にてそれぞれ管理します。 附 則 この約款は、平成 <u>30</u> 年 <u>6</u> 月 <u>18</u> 日より適用されます。 以 上